

# 千曲市立更級小学校いじめ防止等のための基本的な方針

令和5年3月31日策定

## I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「千曲市立更級小学校 いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「いじめ防止基本方針」）を策定した。

いじめ防止のための基本的な姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 4 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- 5 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## II いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔 をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

### 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

#### (1) 春のなかよし週間

新年度のスタートの時期に、以下の観点で学習や活動をし、集団づくりや実践の見通しにつなげる。

- ① 身のまわりの人権問題に気づき、相手の立場に立って考え解決しようとする気持ちを育てる。
- ② 自分の存在を大切にでき、自己表現ができる態度を育てる。
- ③ 相手の気持ちや立場を理解し、友だちを大切にしよう（共に生きる）人間関係づくり。

#### (2) 日常の授業

日常の授業の中において、他者理解・コミュニケーション能力の育成など人権教育で付けたい力を伸ばしていく。

そのために

- ① 子どもを真ん中におき、「子どもと共に創る授業」を実践する。
- ② ねらい・めりはり・見とどけを踏まえた授業を実践する。

- ③ どの子どもも、「分かる喜び」「できる喜び」が実感できるように指導を工夫する。
- ④ それぞれの個性を尊重し合い、互いのよさを学び合う環境を作り出す。
- ⑤ 「あけぼの」の本を計画的に活用していく。

### (3) なかよし月間（１１月）

- ① 身のまわりの人権問題に気づき、相手の立場に立って考え解決しようとする気持ちを育てる。
- ② 自分の存在を大切にでき、自己表現ができる態度を育てる。
- ③ 相手の気持ちや立場を理解し、友だちを大切にしよう（共に生きる）人間関係づくり。

#### ア 環境面

- a 昇降口に「なかよし月間」の文字と月間のめあてを掲示する。
- b 「人権意識の高揚をめざすポスター」作品の掲示

#### イ 全校での活動

- a なかよしの木…各学級の廊下掲示板に掲示  
友達にしてもらってうれしかったことや友達のよい姿を「実」に書いて、なかよしの木に貼る。書いた内容を昼の放送や集会で取り上げる。
- b 校長講話
- c なかよし集会
- d Q-Uの実施（１１月中に実施し、指導に生かす）
  - ・学年会で前回のときと比べてどのように変わってきているかについて話し合う。
  - ・懇談会に活かして行く。

#### ウ 人権教育授業参観・講演会

- a 主題の設定、授業の決定に当たっては、学年で計画
- b 学級懇談会（内容はP T A学級会長部、教養部と調整確認）
  - ・学級担任の話…学年学級の目指す人権教育について授業を中心に説明し、理解してもらう。
  - ・人権教育についての懇談…ワークショップ、講演会や授業の感想、日常の様子から

#### エ 作文、ポスター等の応募

## 2 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

### (1) 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ① 縦割り活動での異学年交流の充実
- ② 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ③ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

### (2) 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づく中で、他から認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。

### (3) 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

### (4) 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における 道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### Ⅲ いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

#### 1 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- (2) 子どもたちの人権と個人の尊厳を守るため、いじめ・セクシャルハラスメント（性的な言動で不快にさせ傷つける）を起こさないための相談窓口は、教頭と養護教諭であり、気になることがあったら相談するように掲示やお便り等で呼びかける。
- (3) おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- (4) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (5) 「学校生活に関するアンケート」を年3回（6月末・11月末・2月末）、行事毎に友人関係のチェックを行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

#### 2 いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (1) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (4) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (5) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

#### 3 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (1) いじめ問題への取り組みを学校・学年・学級だよりで家庭・地域・関係者に知らせていく。
- (2) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- (3) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

### Ⅳ いじめ問題に取り組むための校内組織

#### 1 学校内の組織

- (1) 「生徒指導委員会」  
月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

#### 2 すこやか委員会：家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長 教頭 生徒指導主事 P T A 正副会長・指導部長・学級会長部

千曲警察署 保護司 関係児童委員 関係区長 育成会長 更級児童館長

① 子どもの思い

児童会・委員会で作成をする方向

② 保護者の願い

P T A会長に相談して作成

③ 地域の願い

上記波線部分のすこやか委員会構成員に相談

## V いじめ・暴力行為への対応の具体

職員が「あれっ」と思った時は、いじめの芽がかなり深刻になっている場合が多いので、見落とさず、学年会や職員会だけでなく、すぐに相談・連絡を行う。

1 日常的に児童理解につとめ、見聞きした時は、速やかに校長（教頭）、生徒指導主任に連絡・相談する。暴力行為については、即時対応。加害児童にはどのような事情があろうとも暴力をふるったことの非を厳しく指導する。事実をその日のうちに保護者に連絡する。

2 関係児童から事情を聞き、その場で状況確認する。暴力・いじめの場合は、そこに至るまでの経緯がある場合が多いので、聞き取りに当たっては担任だけでなく複数の職員が関わり、客観的な聴取りができるようにする。

被害者を全面的に守る立場に立つが、加害者側の言い分も聞いておかないと問題がこじれる場合があるので、複数の職員が対応し事実関係を照合する。

3 学級担任は、被害者・加害者双方の家庭に連絡し（家庭訪問が望ましい）、双方の保護者と懇談する。全体の構造が見えたところで、保護者（できるだけ両親）と児童本人を学校に呼び、状況を再確認し、理解を深める。その際は、被害者の児童や保護者の希望を尊重する。（以後の指導・謝罪の場の設定等）

4 両方の児童・家庭が相対する場合は、学校長・教頭・生徒指導主任・学級担任など複数の職員が立ち会う。人権に関わる問題であることをふまえ、被害者の立場から指導をする。

5 いじめの問題については、それぞれの家庭にそれぞれの言い分がある場合が多い。教師としての指導力を問われる場合も多いので、きめつけではなく、言葉を選び、日頃の指導が至らなかったことも認めた上で、解決への協力を求める。

同席した職員は記録をとり、客観的な判断をしていく。

6 その場での解決には至らない場合が多い。納得するまで話し合うが、双方の児童の成長にとって何がよいか、共通理解し合って見守っていく事項を確認する。

## VI 重大事態への対応

法の規定に基づき、下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守りとおすとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
○児童生徒が自殺を企図した場合      ○身体に重大な傷害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合      ○精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査  
※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### 1 学校の対応

重大事態が発生した場合、市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、学校危機管理マニュアルを整備しておく。

- (1) 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校いじめ対策組織」を中核とし、対応チームを組織
- (2) 関係児童への事実確認と関係児童の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- (3) 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築
- (4) いじめられた児童生徒の安心・安全の確保  
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- (5) いじめた児童生徒への指導  
いじめを完全にやめさせるために、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を継続する。

### 2 市教育委員会及び学校の対応

- (1) 重大事態発生時の報告  
重大事態が発生した場合、学校は速やかに市教育委員会に報告する。市教育委員会は市長に報告する。
- (2) 重大事態の調査  
市教育委員会は調査の主体を判断し、市教育委員会又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ① 調査の主体の判断  
発生までの経緯や事案の特性、いじめられた児童の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、市教育委員会が調査の主体となる。
  - ② 調査組織
    - ア 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する調査機関を組織し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。
    - イ 学校が調査の主体となる場合は、「学校いじめ対策組織」を母体として、事態の性質に応じて

専門家を加える。また、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

### ③ 調査の実施

ア 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することである。

イ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。

※ いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。

ウ 調査の主体（市教育委員会又は学校）は調査組織による調査に全面的に協力し、事実にしかりと向き合う。

エ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施する。亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指す。背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童や保護者への情報提供

ア 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。そのため、いじめられた児童及びその保護者との定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせる。

イ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、その個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

#### ② 調査結果の報告

市教育委員会又は学校は、調査結果についても 2(1)「重大事態発生時の報告」のように報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。

### (4) 調査結果を踏まえた措置

市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

## 3 市長による対応

2(3)②「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）する。

### (1) 再調査

① 再調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。

② 従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、2(2)の調査に並行して、市長による調査を実施することもある。

③ 市長（再調査の主体）は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長は、その

結果を議会に適切に報告する。

- ② 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 【重大事態発生時の報告・調査 関係図】

